

令和 2 年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和 2 年 2 月10日

午前10時05分 開議

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

令和2年第1回津軽広域水道企業団議会定例会会議録

開催日時 令和2年2月10日(月) 開会 午前10時05分
閉会 午前10時38分
開催場所 津軽広域水道企業団 管理本館2階 大会議室
提出議案目録 別紙のとおり
議事日程 別紙のとおり

《出席議員》 (7名)

2番 黒石市長 高樋 憲 議員 8番 板柳町長 成田 誠 議員
3番 五所川原市長 佐々木 孝 昌 議員 9番 鶴田町長 相川 正 光 議員
6番 藤崎町長 平田 博 幸 議員 10番 つがる市副市長 倉光 弘 昭 議員
7番 田舎館村長 鈴木 孝 雄 議員

《欠席議員》 (3名)

1番 弘前市副市長 鎌田 雅 人 議員 5番 青森市長 小野寺 晃 彦 議員
4番 平川市副市長 古川 洋 文 議員

《地方自治法第121条による出席者》

企 業 長 櫻 田 宏 代表監査委員 菊 地 直 光
副 企 業 長 長 尾 忠 行
副 企 業 長 福 島 弘 芳

事 務 局 長 加 藤 和 憲 西北事業部長 對 馬 繁 樹
津 軽 浄 水 課 長 佐 藤 克 嗣 西北総務課長 杉野森 登 一
西北工務課長 白 戸 光 治
西北浄配水課長 外 崎 博 幸

《議会事務局出席職員》

書記長 津軽総務課長 千 葉 亨 書記 津軽総務課主幹 小田切 峰

《職務のため出席した事務局職員》

津軽浄水課総括主幹 寺 山 富士義 西北総務課長補佐 中 野 雅 仁
津軽浄水課総括主幹 山 田 章 永
津 軽 総 務 課 主 幹 古 山 潤
津軽総務課総括主査 齊 藤 英 樹

令和2年第1回津軽広域水道企業団議会定例会提出議案目録

(令和2年2月10日)

議案 第1号 令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

議案 第2号 令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案 第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案

議案 第4号 津軽広域水道企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案

議案 第5号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案

監査報告 2件

津広水監発 第4号 月例出納検査の結果に関する報告書の提出について

津広水監発 第5号 監査基準の策定について

令和2年第1回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和2年2月10日 午前10時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案 第1号 令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

議案 第2号 令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案 第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案

議案 第4号 津軽広域水道企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案

議案 第5号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議事日程第5の議事

1 提案理由の説明

2 議案に対する質疑・討論・表決

午前10時05分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和2年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 前回の議会定例会後に、議員の異動がありましたのでご紹介いたします。

昨年11月、藤崎町長に再選されました平田博幸氏が議員に再任されました。

○6番（平田博幸誠議員） 引き続きよろしくどうぞ、お願いいたします。（平田議員一礼）

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回改選のありました議員の議席を、会議規則第3条第2項の規定により、6番に平田博幸議員を指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

9番相川正光議員、10番倉光弘昭議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第4、「諸般の報告」を行います。

○書記長（千葉亨） 諸般の報告

一 企業長提出議案 議案第1号から第5号までの以上5件

一 監査報告 津広水監発第4号及び津広水監発第5号の以上2件 以上。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第1号から議案第5号までの以上5件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） おはようございます。令和2年第1回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第1号は、「令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」であります。内容は、西北事業部水道事業に係るもので、収益的収支において、営業外収益を3,175万3千円、営業外費用を3,175万2千円それぞれ減額し、資本的収支においては、出資金を2,268万円、建設改良費を2,268万円それぞれ増額しようとするものであります。これは、津軽事業部からの給水に伴う施設整備費に係る負担金について、建設改良費に該当することから、収益的収支から資本的収支へ科目異動するものであります。また、債務負担行為においては、受水池建設工事など4件を追加しようとするものであります。

議案第2号は、「令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」についてであります。

初めに、津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。

令和2年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を、2,107万5千立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に24億9,414万4千円を、用水供給事業費用に21億255万6千円を計上しております。また、資本的収支においては、資本的収入に10億3,303万4千円を、資本的支出に16億990万5千円を計上しております。主要な建設改良事業として、浄水施設耐震・更新事業に2億6,963万8千円を、送水施設更新事業に1,080万5千円を、西北事業部送水施設整備事業に2億7,953万2千円を計上しております。

次に、西北事業部水道事業についてご説明申し上げます。

業務の予定量として、給水戸数 1万3,611戸に対し、年間総給水量を 270万立方メートルと見込んでおります。収益的収支においては、水道事業収益に 10億1,775万9千円を、水道事業費用に 9億674万1千円を計上しております。また、資本的収支においては、資本的収入に 32億5,194万3千円を、資本的支出に 38億3,290万8千円を計上しており、送水施設等の建設費に 19億7,431万5千円を、老朽管更新事業等の建設改良費に 15億4,370万9千円を計上しております。

議案第3号は、「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案」についてであります。その内容は、地方公務員法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、関係規定を整備するなど、所要の改正をするものであります。

議案第4号は、「津軽広域水道企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案」についてであります。その内容は、附属機関の一つであります、津軽広域水道企業団水道用水供給事業経営検討審議会につきまして、透明性・公平性の向上を目的とし、自治体職員以外の委員で構成する組織に見直すため、所要の改正をするものであります。

議案第5号は、「津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案」についてであります。その内容は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入されることから、手数料について、必要な改正をするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分に御審議のうえ、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（高樋憲議員） 福島副企業長。

○副企業長（福島弘芳） 西北事業部経営協議会の開催状況につきましてご報告いたします。本定例会に、企業長が提案いたしております議案のうち、西北事業部水

道事業に係わる部分につきましては、去る1月31日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。なにとぞ慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げまして、西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号「令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹） 議案第1号、令和元年度「津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。補正予算書の1ページをお開き願います。

第3条収益的収入及び支出につきまして、予算第2章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入の第2項営業外収益を3,175万3千円減額し、第1款水道事業収益の総額を10億2,149万円に、支出の第2項営業外費用を3,175万2千円減額し、第1款水道事業費用の総額を9億100万5千円にそれぞれ改めようとするものであります。これは、津軽事業部からの給水に伴う施設整備費に係る負担金について、建設改良事業に該当することから、当初予算に計上した収益的収入及び支出から資本的収入及び支出に科目異動するものであります。

次に第4条資本的収入及び支出につきまして、予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、収入の第3項出資金を2,268万円増額し、第1款資本的収入の総額を24億3,617万3千円に、支出の第2項建設改良費を2,268万円増額し、第1款資本的支出の総額を30億4,430万1千円にそれぞれ改めようとするものであります。これは、収益的収支の理由と同じであります。金額については、契約後の額を計上するものであります。これにより、予算第2章第4条本文カッコ書に記載しております資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補てん財源をそれぞれ改めようとするものであります。

最後に、第5条債務負担行為についてであります。令和2年度早々に工事着手するため、受水池建設工事を含む4件を新たに設定するものであります。以上で補正予算の説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 私からは、議案第2号のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております令和2年度予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量の（2）年間総用水供給量は、用水供給先9市町村からの受水申込量及び過去5年間の実績水量をもとに推計し、年間2,107万5千立方メートルと見込んでおります。なお、前年度予定量に比較して47万2千立方メートルの減となっております。これにより、（3）一日平均用水供給量は、5万7,740立方メートルと見込んでおります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書

の5ページをお開き願います。収入の部、第1款用水供給事業収益、第1項営業収益については、第1目供給収益として21億6,235万3千円を計上しております。

また、第2項営業外収益については、第1目受取利息及び配当金が1,373万8千円、第2目長期前受金戻入が2億4,484万円、第3目雑収益が7,321万3千円の合計3億3,179万1千円を計上しております。なお、第3目雑収益の主なものは、水力発電による売電収入であります。

以上により、第1款用水供給事業収益の総額は、24億9,414万4千円となり、前年度と比較して、586万5千円、0.2%の増となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。

第1款用水供給事業費用、第1項営業費用には、浄水などの営業活動に要する費用として、19億6,917万8千円を計上しております。第2項営業外費用には、支払利息など営業活動に係る費用以外の費用として、1億3,337万8千円を計上しております。

以上により、第1款用水供給事業費用の総額は、21億255万6千円となり、前年度と比較して、7,530万円、3.7%の増となっております。これにより、収入から支出を差引いた消費税抜きの当年度純利益は、3億6,549万2千円となり、前年度と比較して、8,299万円、18.5%の減となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の6ページをお開き願います。

収入の部、第1款資本的収入についてですが、第1項企業債には、建設改良費に充てる収入として4,200万円を、第2項工事負担金には、西北事業部へ送水するための施設整備費として西北事業部が負担する金額2億7,953万2千円を、第3項投資有価証券売却収入として2億円を、第4項施設利用負担金には、令和3年度より西北事業部へ用水供給を開始するのに伴い、西北事業部が負担する金額5億1,150万2千円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、10億3,303万4千円となり、前年度と比較して7億8,328万2千円、313.6%の増となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良費には、浄水施設耐震・更新事業、送水施設更新事業、西北事業部送水施設整備事業などの費用として6億252万1千円を、第2項投資有価証券には、国債等の購入費として2億円を、第3項企業債償還金には、2億9,588万円2千円を、第4項施設利用分配金には、先ほど、資本的収入の中で説明いたしました、西北事業部へ用水供給を開始するのに伴い負担する施設利用負担金について、現在の受水市町村へ分配する金額5億1,150万2千円を、計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は16億990万5千円となり、前年度と比較して8億8,092万1千円、120.8%の増となっております。

以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条の本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億7,687万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,559万6千円、減債積立金2億9,588万2千円及び過年度分損益勘定留保資金2億5,539万3千円で補てんすることとしております。

続きまして、第5条債務負担行為についてご説明いたしますので、予算書の2ページをお開き願います。新たな債務負担行為といたしましては、No.2浄水池耐震化・補修事業2億6,228万6千円、脱水汚泥処分業務委託2,248万2千円、脱水汚泥収集運搬業務委託1,798万5千円を計上しております。

最後に、第6条から第10条は企業債、一時借入金の限度額などを定めたものであります。

以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹） 私からは、第2章西北事業部水道事業について補足説明を申し上げますので、予算書の3ページをお開き願います。

初めに、第2条の業務の予定量であります。第(1)の給水戸数は13,611戸、第(2)の年間総給水量は270万立方メートルを見込んでおります。第(4)の主要な建設改良事業では、水道施設建設事業に19億7,431万5千円を計上しております。

主なものといたしましては、つがる市に受水池・配水池・調整池を、青森市浪岡地区に流量計室を、五所川原市相内地区に増圧ポンプ場を建設する予定であります。また、水道施設改良事業には、15億4,370万9千円を計上しており、口径75ミリメートル～250ミリメートルの配水管を6,630メートル布設替えするほか、用水受水施設利用権を取得する予定であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入についてであります。第1項の営業収益には8億3,967万4千円、第2項の営業外収益には1億7,808万5千円を計上しております。

以上により、第1款水道事業収益の総額は10億1,775万9千円となり、前年度と比較して4,452万5千円、4.2%の減となっております。

次に、支出についてであります。第1項の営業費用には8億759万7千円、第2項の営業外費用には9,914万4千円を計上しております。

以上により、第1款水道事業費用の総額は9億674万1千円となり、前年度と比較して3,705万2千円、3.9%の減となっております。

これにより、消費税及び地方消費税を除いた当年度純利益は1,514万6千円を見込んでおり、前年度と比較して119万6千円、8.6%の増となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入についてであります。第1項の企業債には8億1,530万円、第2項の国庫補助金に8億68万9千円、第3項の出資金には16億3,595万4千円を計上しております。これは、特定広域化施設整備事業、老朽管更新事業及び施設利用権の財源であります。

以上により、第1款資本的収入の総額は32億5,194万3千円となり、前年度と比較して8億5,645万円、35.8%の増となっております。

次に、支出についてであります。第1項の建設費には19億7,431万5千円、第2項の建設改良費には15億4,370万9千円、第3項の企業債償還金には3億1,488万4千円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は38億3,290万8千円となり、前年度と比

較して 8億2,928万7千円、27.6%の増となっております。

これにより、第4条本文のカッコ内に記載しております、資本的収入額が資本的支出に不足する額 5億8,096万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,587万2千円、減債積立金 2,094万4千円、過年度分損益勘定留保資金 4億6,414万9千円で補てんすることとしております。

続きまして、4ページをお開き願います。第5条から第10条は、債務負担行為及び企業債等を定めております。

以上で、第2章西北事業部水道事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（高樋憲議員） 次に、議案第3号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案」を議題といたします。

事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

本条例案は、地方公務員法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、分限・懲戒・給与・定数・育児休業などを規定している6つの条例について、会計年度任用職員制度に係る規定を整備する

など、所要の改正をしようとするものであります。以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（高樋憲議員） 次に、議案第4号「津軽広域水道企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 議案第4号について補足説明を申し上げます。

本条例案は、津軽広域水道企業団水道用水供給事業経営検討審議会の委員構成について見直そうとするものであります。同審議会は、水道用水供給事業ビジョンや給水料金など、津軽事業部が行う水道用水供給事業の経営に係る重要事項を審議し、企業長に答申する附属機関であり、現在、学識経験者及び受水市町村の職員の計12名で委員を構成しております。しかしながら、「透明性、公平性を確保するため、自治体職員以外の外部委員を中心とすべき」との関係市町村からの意見が出されたことから、委員構成を自治体職員以外の委員で構成する組織に見直すこととし、同審議会について規定している附属機関設置条例について所要の改正をしようとするものであります。以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（高樋憲議員） 次に、議案第5号「津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

事務局より補足説明があります。西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹） 議案第5号について補足説明を申し上げます。

本条例案は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入され、指定の効力が5年となることから、手数料の徴収に係る規定に「更新」を加えるものであります。以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(高樋憲議員) 以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長(櫻田宏) 令和2年第1回議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和元年度補正予算、令和2年度予算及び条例の改正につきまして、慎重にご審議を賜り、それぞれ原案のとおり御議決いただきありがとうございました。

今冬は、暖冬少雪傾向でありましたが、ここ数日は、連日大雪が続き、弘前市では、2月9日11時までの72時間の降雪量が、豪雪だった平成17年に迫る80センチを記録し、酸ヶ湯を抜いて全国第1位となりました。立春が過ぎたとは言え、まだまだ寒い日が続きます。

議員の皆様方には、くれぐれも健康にご留意のうえ、ご活躍されますようお祈り申し上げます。閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長(高樋憲議員) これをもって、令和2年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長

(黒石市長) 高 樋 憲

9 番署名議員

(鶴田町長) 相 川 正 光

10 番署名議員

(つがる市副市長) 倉 光 弘 昭